

四半期報告書

(第63期第2四半期)

自 平成22年7月1日
至 平成22年9月30日

株式会社ワコールホールディングス

京都市南区吉祥院中島町29番地

E00590

目 次

表 紙	頁
表紙	1
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3
第2 事業の状況	
1 生産、受注及び販売の状況	4
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4
第3 設備の状況	11
第4 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	12
(2) 新株予約権等の状況	12
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	24
(4) ライツプランの内容	24
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	24
(6) 大株主の状況	25
(7) 議決権の状況	26
2 株価の推移	26
3 役員の状況	26
第5 経理の状況	27
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	28
(2) 四半期連結損益計算書	30
(3) 四半期連結包括損益計算書	32
(4) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	33
2 その他	51
第二部 提出会社の保証会社等の情報	52
 [四半期レビュー報告書]	卷末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月15日
【四半期会計期間】	第63期第2四半期（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）
【会社名】	株式会社ワコールホールディングス
【英訳名】	WACOAL HOLDINGS CORP.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塚本 能交
【本店の所在の場所】	京都市南区吉祥院中島町29番地
【電話番号】	京都（075）682局1007番
【事務連絡者氏名】	経理部長 中村 友紀
【最寄りの連絡場所】	京都市南区吉祥院中島町29番地
【電話番号】	京都（075）682局1007番
【事務連絡者氏名】	経理部長 中村 友紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第62期 第2四半期 連結累計期間	第63期 第2四半期 連結累計期間	第62期 第2四半期 連結会計期間	第63期 第2四半期 連結会計期間	第62期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高（百万円）	81,527	85,884	43,786	44,895	163,297
営業利益（百万円）	3,789	6,153	2,769	3,652	3,810
当社株主に帰属する四半期（当期） 純利益（百万円）	2,068	2,782	1,538	1,718	2,524
株主資本（百万円）	—	—	171,377	168,344	171,630
総資産額（百万円）	—	—	227,363	218,503	223,387
1株当たり株主資本（円）	—	—	1,204.93	1,190.44	1,215.52
1株当たり当社株主に帰属する 四半期（当期）純利益（円）	14.68	19.70	10.88	12.16	17.86
潜在株式調整後1株当たり当社株 主に帰属する四半期（当期）純利 益（円）	14.67	19.68	10.88	12.15	17.85
株主資本比率（％）	—	—	75.4	77.0	76.8
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	3,567	5,473	—	—	9,449
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	25	△2,103	—	—	△2,698
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△3,221	△3,534	—	—	△5,438
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	—	23,658	23,798	24,317
従業員数（人）	—	—	15,692	15,750	15,614

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 上記の連結経営指標は米国会計原則に基づく金額であります。なお、経常利益に代えて営業利益を記載しております。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（人）	15,750 [1,444]
---------	----------------

(注) 1 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は [] 内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書で記載しております。

2 臨時従業員にはアルバイト・パートタイマー等の3ヶ月程度の雇用者を含めております。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（人）	62
---------	----

(注) 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時従業員はおりません。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間におけるオペレーティング・セグメントごとの生産実績を示すと、次のとおりであります。なお、その他のセグメントについては、生産実績を定義することが困難であるため「生産実績」は記載しておりません。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同四半期比（%）
ワコール事業（国内）	13,683	100.4
ワコール事業（海外）	1,907	112.1
七彩事業	599	159.7
合計	16,189	103.1

- (注) 1 生産実績の金額は製造原価によっております。また、消費税等は含まれておりません。
2 前年同四半期比については、前第2四半期連結会計期間の生産実績を当第2四半期連結会計期間と同様の事業区分に組替えた上で算定しております。

(2) 受注状況

七彩事業のうち一般住宅及び店舗内装工事部門については受注生産形態をとっております。当第2四半期連結会計期間における七彩事業の受注状況を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（百万円）	前年同四半期比（%）	受注残高（百万円）	前年同四半期比（%）
七彩事業	1,797	56.0	453	142.5

- (注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績をオペレーティング・セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同四半期比（%）
ワコール事業（国内）	30,419	99.0
ワコール事業（海外）	5,314	108.0
ピーチ・ジョン事業	3,058	94.1
七彩事業	2,602	124.6
その他	3,502	124.6
合計	44,895	102.5

- (注) 1 セグメント間取引については相殺消去しております。
2 総販売実績に対し10%以上に該当する販売先はありません。
3 金額には、消費税等は含まれておりません。
4 前年同四半期比については、前第2四半期連結会計期間の販売実績を当第2四半期連結会計期間と同様の事業区分に組替えた上で算定しております。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等は行われておりません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日（平成22年11月15日）において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、緩やかな回復基調にあり個人消費も持ち直しつつあるものの、雇用情勢は依然厳しく、円高や株価低迷、また世界経済の減速による景気の先行き懸念などによる下振れリスクも高い状態となっております。女性ファッション衣料品業界においても、消費者の節約志向や猛暑の影響もあり、引き続き厳しい状況で推移しました。

このような経営環境のなか、当社グループは主力事業会社である㈱ワコールを中心に、商品力の向上と消費者ニーズを的確にとらえた商品開発に注力するとともに、平成22年4月より新たな中期経営計画をスタートさせ、成長力強化と収益力向上への取り組みを開始しました。

その結果、当社グループの当第2四半期連結会計期間の連結業績は、㈱ワコールの売上は、ほぼ前年同期並みとなりましたが、米国や中国事業において売上が前年同期を上回ったことや、平成21年8月より完全子会社となった㈱ルシアンが連結されたこと、㈱七彩の売上が回復したことなどにより、売上高は前年同期を上回りました。営業利益は、㈱ワコールにおいてコスト削減や経費の圧縮に努めたことや、海外事業の収益が改善したことなどにより、前年同期を上回りました。

・売上高	448億95百万円	（前年同期比 2.5%増）
・営業利益	36億52百万円	（前年同期比 31.9%増）
・税引前四半期純利益	34億38百万円	（前年同期比 27.8%増）
・当社株主に帰属する四半期純利益	17億18百万円	（前年同期比 11.7%増）

オペレーティング・セグメントの実績を示すと次のとおりであります。

① ワコール事業（国内）

㈱ワコールのワコールブランド事業本部につきましては、基幹商品であるブラジャーが好調に推移しました。キャンペーンブラジャーのほかワコール人間科学研究所が4月に発表した研究成果「からだのエイジング（加齢による体型変化）」に基づくプロモーション活動も奏功し、ミドル・シニア世代向けブランドも前年を上回りました。一方でガードル・パンツや肌着では、他社商品との競合激化などの影響を受け、前年を下回りました。これらの結果、主力のワコールブランド事業本部全体の売上は前年同期を下回りました。

ウイングブランド事業本部につきましては、基幹商品であるブラジャー、ショーツが好調に推移しましたが、肌着については猛暑の影響や量販店などのプライベートブランド商品や他社商品の影響を受け、苦戦しました。メンズインナーは、新商品やシニア世代向け機能商品が好調に推移しましたが、ボトム商品は前年を下回りました。ウイングブランド事業本部全体の売上は、第1四半期では得意先の在庫調整に伴い納品が進まないことの影響もありましたが、店頭での売上が好調なことを受けて前年同期を上回りました。

S P A（製造小売）事業部につきましては、直営店「AMPHI（アンフィ）」において値頃感のあるブラジャーが非常に好調に推移したことと、アウトレットモールで展開する「ワコールファクトリーストア」が順調に推移したことにより、S P A事業部全体の売上は前年同期を上回りました。

㈱ワコールの子会社でS P A事業を行う㈱ウンナナクールでは、既存店の売上が前年を下回りましたが、8月以降は売上も回復基調となり、新規出店の効果もあって、全体の売上は前年同期を上回りました。

ウエルネス事業部につきましては、スポーツコンディショニングウェアが機能性に加えファッション性の高さも評価され、トレッキングスカートやゴルフ、ランニング用の高機能ウェアのボトムも好調に推移し大きく売上を伸ばしました。レッグ商材では、TV通販やカタログ通販チャンネルが大きく伸び、フット商材では機能性を重視したビジネスパンプスが、9月に行った交通広告の効果もあり、好調に推移しました。これらの結果、ウエルネス事業部全体の売上は前年同期を大きく上回りました。

通信販売事業部につきましては、カタログ販売は猛暑の影響で、秋号カタログでのアウトターウェアの受注が低迷しました。一方、「ワコールウェブストア」として展開するインターネット販売は、話題となったインターネット限定商品の追加販売が再度話題となり、大きく売上を伸ばしました。これらの結果、通信販売事業部全体の売上は前年同期を上回りました。

これらの結果、ワコール事業（国内）での売上はほぼ前年同期並みでしたが、利益面につきましては、売上利益率の改善や経費削減が奏功し、営業利益は前年同期を大きく上回りました。

・売上高	304億19百万円	（前年同期比 1.0%減）
・営業利益	30億32百万円	（前年同期比 28.0%増）

② ワコール事業（海外）

海外事業（平成22年4月～6月）につきましては、米国事業は主要取引先である百貨店が回復基調にあるものの個人消費の落ち込みや景気減速が懸念されるなかで、シェア向上と商品展開の強化、さらに周辺国の売上拡大に積極的に取り組み、値頃感のあるブラジャーや補整機能のあるボトム商品、また、昨年度から展開している新ブランドのブラジャーも好調に推移したことなどにより、売上は堅調に推移し前年同期を上回りました。また利益面では売上の増加に加え、原価低減に伴う売上利益率の改善によって、営業利益は前年同期を上回りました。

中国事業につきましては、経済成長の鈍化、さらに労働コストの上昇など不安定要素を含みながらも、内陸部を中心とした積極的な店舗展開によって、売上は前年同期を大きく上回り、百貨店チャンネルを中心とした既存店舗でのシェアも徐々に拡大しております。これらの結果、中国事業全体では売上、利益ともに前年同期を上回りました。

・売上高	53億14百万円	（前年同期比 8.0%増）
・営業利益	5億26百万円	（前年同期比 27.7%増）

③ ピーチ・ジョン事業

㈱ピーチ・ジョン（平成22年6月～8月）につきましては、通信販売は、コスメ系のビューティカタログ「GJ」は好調に推移したものの、秋号カタログの受注が低迷したことにより、売上は前年同期を下回りました。また、国内直営店の売上は、前年同期に比べて店舗数が減少したことやカタログ発行時の売上が伸び悩んだこともあり前年同期を下回りました。海外直営店は香港に出店している2店舗が堅調に推移しており、8月に上海にオープンした店舗も順調な滑り出しをしました。しかしながら、国内事業の低迷の影響が大きく、ピーチ・ジョン事業全体の売上は、前年同期を下回りました。利益面では経費削減や効率化に取り組みましたが、売上の減少に伴い営業損失が生じました。

・売上高	30億58百万円	（前年同期比 5.9%減）
・営業損失	67百万円	（前年同期は営業損失 90百万円）

④ 七彩事業

マネキンの製造販売やレンタル、商業施設の設計や施工を行う㈱七彩につきましては、マネキンの製造販売が好調に推移し、マネキンレンタルや主要得意先である百貨店の売場改装工事の受注も順調だったことにより、売上は前年同期を大きく上回りました。また利益面では、経費の見直しを徹底したことで営業利益は前年同期から改善しました。

・売上高	26億2百万円	（前年同期比 24.6%増）
・営業利益	63百万円	（前年同期は営業損失 77百万円）

⑤ その他

平成21年8月より完全子会社となった㈱ルシアンが業績が連結されたことにより売上は前年同期を大きく上回りましたが、利益面については、㈱ルシアンにおいて不採算事業の整理や経費削減が奏功したものの、当第2四半期連結会計期間の売上が苦戦したこともあり、営業利益は前年同期を下回りました。

・売上高	35億2百万円	（前年同期比 24.6%増）
・営業利益	98百万円	（前年同期比 36.8%減）

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、第1四半期連結会計期間末に比して17億72百万円増加し、237億98百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、四半期純利益が17億42百万円となった他、買掛債務やその他の負債等の増加などにより、54億52百万円の収入（前年同期に比し23億93百万円の収入増）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却及び償還収入などがあったものの、有価証券や有形固定資産の取得などにより、2億21百万円の支出（前年同期に比し8億29百万円の支出減）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の減少などにより、32億26百万円の支出（前年同期に比し38億04百万円の支出増）となりました。

(3) 対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた対処すべき課題はありません。

なお、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針につきましては、四半期報告書提出日（平成22年11月15日）において以下のように定めております。

イ 基本方針の内容

当社は、昭和24年の創立以来、「女性に美しくなってもらおう」こと、「女性が美しくなることをお手伝いする」こと、「女性の“美しくありたい”という願いの実現に役立つ」ことを事業の目的とし、「世界のワコール」の実現を目標とした50年におよぶ長期経営計画に基づき、国内の女性インナーウェア市場の開拓から海外市場への進出、事業の確立に取り組んでまいりました。そして今日、女性インナーウェアのリーディング・カンパニーとして、国内外の多くの消費者から広く支持される企業ブランド「ワコール」を築き上げるに至っております。

当社の企業価値の源泉は、主に、(i)インティメートアパレル市場において長年にわたって培ってきた圧倒的な市場ポジショニングとブランド力、(ii)中長期的視野に立った人間科学研究の成果に基礎を置く高機能・高付加価値、そして魅力ある商品の開発力、(iii)優れた製品品質とそれを支える技術陣、高い生産性と優秀な縫製技術を有した世界的な生産・供給体制、(iv)当社と顧客をつなぐ様々な販売チャネルの取引先との密接な人的関係に支えられた信頼関係、(v)充実した商品教育を受け豊富な販売経験を有する当社のビューティーアドバイザーが直接顧客に接し販売することによりもたらされる顧客からの信頼、(vi)リマンマ事業・ピンクリボン活動といった社会貢献活動の推進等を通じて築き上げられた社会からの評価等にあり、これら「ワコールの強み」が中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。従って、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、これらの点を十分に理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量取得がなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを当社株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、当社株主のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止できる体制を平時において整えておくことが必要不可欠と考えております。

ロ 取組みの具体的な内容

- ・会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み
(企業価値向上のための取組み)

当社は、平成19年1月に、「中期経営計画'07~09」を策定し、この経営計画の下、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいりました。

また、更なる企業価値の向上に向けた中長期戦略を実行するための企業活性化プロジェクト「CAP21」を推進し、持株会社体制への移行、㈱ピーチ・ジョン及び㈱ルシアンの子会社化並びにインナーウェア卸事業以外の領域での事業拡大等を推進してきました。

当社は、今後も引き続き、上記イ記載の当社の「企業価値の源泉」である「ワコールの強み」に磨きをかけ、当社の目標である「女性に美しくなってもらおう」こと、「女性が美しくなることをお手伝いする」こと、「女性の“美しくありたい”という願いの実現に役立つ」ことを念頭において、揺るぎの無い企業ブランド「ワコール」を築き上げるべく、平成22年3月に策定した「中期経営計画'10~12」の下、(i)グループ各社が連携し、各社の強みを発揮することにより、ワコールグループとしての総合力を高めること、(ii)グループ全体の収益額の確保とその拡大のため、国内インナーウェア卸事業を中心とした構造改革に取り組むとともに、成長分野である海外事業の拡大、また、インナーウェア卸事業以外の事業領域の拡大を加速すること、(iii)グループとしての経営体制を強化すること、(iv)CSRの遂行(コンプライアンスの徹底、IR活動、社会貢献活動等)の4項目を柱として、企業価値の向上に向けた事業運営に取り組んでいきます。

(コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み)

当社グループは、「株主」「顧客」をはじめとするすべてのステークホルダーの視点から、企業経営の透明性を高め、公正性、独立性を確保することを通じて企業価値の持続的な向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的としております。

当社では、コーポレートガバナンスの強化に向けて、以下に示すとおり機関、体制を整備し、全社をあげて取り組んでおります。

当社の取締役会は、現在、取締役7名で構成され、経営方針、経営戦略などの重要な業務に関する事項や法令、定款で定められた事項の決定を行っております。この取締役7名のうち、3名は独立性の高い社外取締役とし、経営・事業に関する深い経験と知識に基づいて、客観的立場からの助言・指導を受けています。また、取締役の任期は1年間とし、当社経営陣の株主に対する経営責任を一層明確化しております。更に、取締役に対する指名・昇格・報酬については、社外取締役をメンバーに含む「役員人事報酬諮問委員会」を設置し、透明性と公平性の高い運営を行っております。

当社は監査役制度を採用し、当社の監査役会は、現在、監査役5名で構成され、うち3名は社外監査役で構成し、経営に関する監視、監督機能を果たしております。

当社グループの中核事業会社である㈱ワコールにおいては、経営の監督と執行の分離を図るため、執行役員制を導入しており、その他のグループ内各社を含めて、「グループ管理規程」「グループ経理規程」を設け、グループ内各社は両規程に基づいた事業運営を行っております。

また、当社では、当社の取締役及び監査役で構成する「グループ経営会議」を設置し、中核事業会社である㈱ワコールの取締役・監査役及び常務執行役員で構成される「ワコール最高経営会議」との共催で、グループ経営戦略やその他の主要な経営課題に関する事項の検討、及び当社の取締役会での審議事項の事前審査を行っております。

更に、「グループ経営会議」の傘下に、「四半期業績確認会議」を設置し、当社取締役・監査役及び当社グループの中核事業会社である㈱ワコールの取締役・監査役・執行役員が出席して、各事業会社・事業部門の四半期ごとの業績の確認を行っております。

この他に、全社委員会として、「企業倫理委員会」「情報開示委員会」「リスク管理委員会」及びその傘下に「コンプライアンス委員会」「品質保証審議会」「事故災害対策委員会」「情報セキュリティ対策委員会」「環境委員会」を設置し、各分野ごとの企業価値の向上及び損失の危機に関する対応に備えており、それぞれの活動状況については適宜当社取締役会において報告がなされております。

・基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成18年6月29日開催の定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針を決定し、同日開催の当社取締役会において具体的な対応策を決定しこれを導入しました。これらはいずれもその有効期間が約3年間の経過をもって満了したので、当社は、平成21年6月26日開催の定時株主総会において、所要の変更を加えた上、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針（以下「本買収防衛策基本方針」といいます。）の内容を決定するための議案のご承認を頂き、同日開催の当社取締役会において、本買収防衛策基本方針に基づく具体的な対応策（以下「本プラン」といいます。）を決定しこれを更新しました。

本プランは、当社の株券等に対する買付若しくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われた際、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）と協議・交渉等を行うこと等を可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、又は(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する買付等を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案（もしあれば）等が、当社の業務執行を行う経営陣から独立した3名の委員から構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、外部専門家等の助言を独自に得た上、買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、(A)買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は(B)買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、かつ、新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施を決議し、別途定められる割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権2個を上限として別途定められる割合で、新株予約権を無償で割り当てます。また、独立委員会は、買付者等による買付等が上記(A)又は(B)のいずれかに該当すると判断する場合でも、新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対してその旨勧告することができます。この場合、当社取締役会は、原則として、実務上可能な限り最短の期間で株主総会が開催できるように速やかに株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する議案を付議します。

上記の新株予約権は、1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会又は株主総会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得することができるものですが、買付者等一定の者（以下「非適格者」といいます。）による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに当該新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、原則として当社株式1株が交付されます。

当社取締役会は、上記新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する取締役会決議又は株主総会決議が行われた場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、本買収防衛策基本方針の有効期間と同様に、平成21年6月26日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本買収防衛策基本方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは、速やかに変更後の本買収防衛策基本方針に従うよう変更又は廃止されることとなります。また、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

株主の皆様には、新株予約権無償割当てが実施されない限り、直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランに従い新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する当社株式全体の価値が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。）。

ハ 上記ロの取組みに対する取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、上記ロ記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、上記イ記載の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、有効期間が約3年間と定められた上、取締役会の決議により又は株主総会における本買収防衛策基本方針の廃止の決議の結果、いつでも廃止できるとされるなど株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されこれが充足されなければ新株予約権の無償割当ては実施されないものとしていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランによる新株予約権無償割当ての実施に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間における研究開発費の金額は、1億94百万円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成22年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成22年11月15日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	143,378,085	143,378,085	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部 （注）	株主としての権利内容 に制限のない、標準と なる株式であり、単元 株式数は1,000株であ ります。
計	143,378,085	143,378,085	—	—

（注） 米国ではADRによりNASDAQ市場で取引されています。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①第1回新株予約権（平成20年7月30日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数（個）	36 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	36,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成20年9月2日から 平成40年9月1日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,138円 資本組入額 569円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

（注） 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - ①新株予約権者が平成39年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成39年9月2日から平成40年9月1日
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
 - (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。

②第2回新株予約権（平成20年7月30日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数（個）	17 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	17,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成20年9月2日から 平成40年9月1日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,138円 資本組入額 569円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコーの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - ①新株予約権者が平成39年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成39年9月2日から平成40年9月1日
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
 - (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。

③第3回新株予約権（平成21年7月30日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数（個）	35 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	35,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成21年9月2日から 平成41年9月1日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,085円 資本組入額 543円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - ①新株予約権者が平成40年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成40年9月2日から平成41年9月1日
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
 - (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。

④第4回新株予約権（平成21年7月30日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数（個）	14 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	14,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成21年9月2日から 平成41年9月1日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,085円 資本組入額 543円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - ①新株予約権者が平成40年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成40年9月2日から平成41年9月1日
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
 - (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。

⑤第5回新株予約権（平成22年7月30日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数（個）	35 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	35,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成22年9月2日から 平成42年9月1日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,082円 資本組入額 541円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - ①新株予約権者が平成41年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成41年9月2日から平成42年9月1日
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
 - (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。

⑥第6回新株予約権（平成22年7月30日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数（個）	11 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	11,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成22年9月2日から 平成42年9月1日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,082円 資本組入額 541円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - ①新株予約権者が平成41年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成41年9月2日から平成42年9月1日
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
 - (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日	—	143,378	—	13,260	—	29,294

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
ザ バンク オブ ニューヨーク Mellon アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズ (常任代理人) 株式会社三菱東京 UFJ銀行	C/O THE BANK OF NEW YORK MELLON 101 BARCLAY STREET, 22ND FLOOR, NEW YORK, NY 10286 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	16,765	11.69
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	7,006	4.88
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	6,796	4.73
野口 美佳	神奈川県三浦郡葉山町	6,701	4.67
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋3丁目5-12	5,518	3.84
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700	4,705	3.28
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	3,912	2.72
株式会社滋賀銀行	滋賀県大津市浜町1-38	3,646	2.54
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	3,551	2.47
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	3,050	2.12
計	—————	61,651	42.99

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,965,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
完全議決権株式 (その他)	普通株式 140,303,000	140,303	同上
単元未満株式	普通株式 1,110,085	—	同上
発行済株式総数	143,378,085	—	—
総株主の議決権	—	140,303	—

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社ワコール ホールディングス	京都市南区吉祥院 中島町29番地	1,965,000	—	1,965,000	1.37
計	—	1,965,000	—	1,965,000	1.37

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	1,240	1,202	1,162	1,149	1,218	1,181
最低 (円)	1,150	1,011	1,012	1,062	1,114	1,113

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の前第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の四半期連結財務諸表は改正前の「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、また、当第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の四半期連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年内閣府令第73号)附則第6条に基づき改正前の四半期連結財務諸表規則第93条の規定により、米国において一般に認められている会計原則による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。ただし前第2四半期連結会計期間及び前第2四半期連結累計期間のセグメント情報は四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

区分	注記番号	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日現在)		前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日現在)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1 現金及び現金同等物			23,798	24,317		
2 定期預金			875	—		
3 有価証券	(注記2-A, L, M)		6,050	6,529		
4 売掛債権						
受取手形		495		469		
売掛金		23,475		21,116		
		23,970		21,585		
返品調整引当金及び 貸倒引当金		△2,070	21,900	△1,972	19,613	
5 たな卸資産	(注記2-B)		31,834		32,103	
6 繰延税金資産			4,551		4,595	
7 その他の流動資産	(注記2-L, M)		2,294		2,776	
流動資産合計			91,302	41.8	89,933	40.3
II 有形固定資産						
1 土地	(注記2-E)		21,913		22,012	
2 建物及び構築物	(注記2-E)		61,218		61,585	
3 機械装置・車両運搬具 及び工具器具備品			14,458		14,773	
4 建設仮勘定			343		103	
			97,932		98,473	
5 減価償却累計額			△46,950		△46,653	
有形固定資産合計			50,982	23.3	51,820	23.2
III その他の資産						
1 関連会社投資	(注記2-C)		14,239		14,769	
2 投資	(注記2-A, L, M)		31,200		35,828	
3 のれん	(注記2-D)		11,203		11,203	
4 その他の無形固定資産	(注記2-D)		11,890		12,351	
5 前払年金費用			727		263	
6 繰延税金資産			922		935	
7 その他			6,038		6,285	
その他の資産合計			76,219	34.9	81,634	36.5
資産合計			218,503	100.0	223,387	100.0

区分	注記番号	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日現在)		前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日現在)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1 短期借入金	(注記2-E)		6,821	7,941	
2 買掛債務					
支払手形		1,460		2,174	
買掛金		11,168		9,161	
未払金		4,454	17,082	5,975	17,310
3 未払給料及び賞与			6,000	5,927	
4 未払税金			2,682	2,105	
5 その他の流動負債	(注記2-L, M)		3,286	2,400	
流動負債合計			35,871	35,683	16.0
II 固定負債					
1 退職給付引当金			2,228	2,269	
2 繰延税金負債			7,647	9,380	
3 その他の固定負債	(注記2-E, L)		2,511	2,502	
固定負債合計			12,386	14,151	6.3
負債合計			48,257	49,834	22.3
契約債務及び偶発債務	(注記2-E, F)				
(資本の部)					
I 資本金			13,260	13,260	
会社が発行する株式の総数 (普通株式)					
平成22年9月30日現在					
500,000,000株					
平成22年3月31日現在					
500,000,000株					
発行済株式総数					
平成22年9月30日現在					
143,378,085株					
平成22年3月31日現在					
143,378,085株					
II 資本剰余金	(注記2-J)		29,378	29,366	
III 利益剰余金			137,113	137,155	
IV その他の包括損益累計額					
為替換算調整勘定		△8,961		△7,505	
未実現有価証券評価益		1,429		3,669	
年金債務調整勘定		△1,615	△9,147	△1,783	△5,619
V 自己株式			△2,260	△2,532	
自己株式の数(普通株式)					
平成22年9月30日現在					
1,965,389株					
平成22年3月31日現在					
2,179,739株					
株主資本合計	(注記2-H)		168,344	171,630	76.8
VI 非支配持分	(注記2-H)		1,902	1,923	0.9
資本合計			170,246	173,553	77.7
負債及び資本合計			218,503	223,387	100.0

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

区分	注記番号	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)			当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
I 売上高			81,527	100.0		85,884	100.0
II 営業費用							
売上原価	(注記2-G, I)	38,875			41,638		
販売費及び一般管理費	(注記2-G, I, J)	38,814			38,238		
固定資産除売却損益(純額)		49	77,738	95.4	△145	79,731	92.8
営業利益			3,789	4.6		6,153	7.2
III その他の収益・費用(△)							
受取利息		78			46		
支払利息		△60			△55		
受取配当金		368			361		
有価証券・投資有価証券 売却益及び交換益	(注記2-A)	2			5		
有価証券・投資有価証券 評価損	(注記2-A)	△1,198			△1,047		
その他の損益(純額)	(注記2-M)	1	△809	△0.9	△131	△821	△1.0
税引前四半期純利益			2,980	3.7		5,332	6.2
法人税等			1,471	1.8		2,906	3.4
持分法による投資損益及び 非支配持分帰属損益調整前 四半期純利益			1,509	1.9		2,426	2.8
持分法による投資損益	(注記2-C)		510	0.6		440	0.5
四半期純利益			2,019	2.5		2,866	3.3
非支配持分帰属損益			49	0.0		△84	△0.1
当社株主に帰属する 四半期純利益			2,068	2.5		2,782	3.2
普通株式1株当たり情報	(注記2-K)						
当社株主に帰属する四半期純利益 基本的			14.68円			19.70円	
潜在株式調整後			14.67円			19.68円	

【第2四半期連結会計期間】

区分	注記番号	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		百分比 (%)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)		百分比 (%)
		金額 (百万円)			金額 (百万円)		
I 売上高			43,786	100.0		44,895	100.0
II 営業費用							
売上原価	(注記2-G, I)	21,250			22,119		
販売費及び一般管理費	(注記2-G, I, J)	19,731			19,142		
固定資産除売却損益 (純額)		36	41,017	93.7	△18	41,243	91.9
営業利益			2,769	6.3		3,652	8.1
III その他の収益・費用 (△)							
受取利息		36			23		
支払利息		△34			△26		
受取配当金		7			10		
有価証券・投資有価証券 売却益及び交換益	(注記2-A)	—			5		
有価証券・投資有価証券 評価損	(注記2-A)	△63			△87		
その他の損益 (純額)	(注記2-M)	△25	△79	△0.2	△139	△214	△0.4
税引前四半期純利益			2,690	6.1		3,438	7.7
法人税等			1,443	3.3		1,874	4.2
持分法による投資損益及び 非支配持分帰属損益調整前 四半期純利益			1,247	2.8		1,564	3.5
持分法による投資損益	(注記2-C)		227	0.6		178	0.4
四半期純利益			1,474	3.4		1,742	3.9
非支配持分帰属損益			64	0.1		△24	△0.1
当社株主に帰属する 四半期純利益			1,538	3.5		1,718	3.8
普通株式1株当たり情報	(注記2-K)						
当社株主に帰属する四半期純利益							
基本的			10.88円			12.16円	
潜在株式調整後			10.88円			12.15円	

(3) 【四半期連結包括損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

区分	注記番号	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
		金額 (百万円)		金額 (百万円)	
I 四半期純利益	(注記 2-H)		2,019		2,866
II その他の包括損益 (税引後)					
為替換算調整勘定 四半期発生額			1,583		△1,487
未実現有価証券評価損益 四半期発生額		2,259		△2,572	
再組替調整額		691	2,950	328	△2,244
年金債務調整勘定 再組替調整額			344		168
			4,877		△3,563
四半期包括損益合計			6,896		△697
非支配持分帰属四半期包括損益			△9		△49
当社株主に帰属する四半期包括損益			6,887		△746

【第2四半期連結会計期間】

区分	注記番号	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	
		金額 (百万円)		金額 (百万円)	
I 四半期純利益	(注記 2-H)		1,474		1,742
II その他の包括損益 (税引後)					
為替換算調整勘定 四半期発生額			63		△1,960
未実現有価証券評価損益 四半期発生額		△331		△783	
再組替調整額		33	△298	8	△775
年金債務調整勘定 再組替調整額			△887		84
			△1,122		△2,651
四半期包括損益合計			352		△909
非支配持分帰属四半期包括損益			65		16
当社株主に帰属する四半期包括損益			417		△893

(4) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記番号	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
		金額 (百万円)		金額 (百万円)	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー					
1 四半期純利益			2,019		2,866
2 営業活動によるキャッシュ・フローへの調整					
(1) 減価償却費		2,269		2,264	
(2) 返品調整引当金及び貸倒引当金		80		117	
(3) 繰延税金		△1,068		△160	
(4) 固定資産除売却損益		49		△145	
(5) 有価証券・投資有価証券評価損	(注記 2-A)	1,198		1,047	
(6) 有価証券・投資有価証券売却益及び交換益	(注記 2-A)	△2		△5	
(7) 持分法による投資損益(受取配当金控除後)		△147		△63	
(8) 資産及び負債の増減					
売掛債権の増加		△677		△2,533	
たな卸資産の増加		△1,391		△29	
その他の流動資産等の減少		844		458	
買掛債務の増加(△減少)		△1,746		264	
退職給付引当金の増加(△減少)		121		△215	
その他の負債等の増加		1,933		1,275	
(9) その他		85	1,548	332	2,607
営業活動によるキャッシュ・フロー			3,567		5,473
II 投資活動によるキャッシュ・フロー					
1 定期預金の増加			—		△903
2 有価証券の売却及び償還収入			5,393		929
3 有価証券の取得			△2,509		△483
4 有形固定資産の売却収入			131		351
5 有形固定資産の取得			△1,874		△1,405
6 無形固定資産の取得	(注記 2-D)		△937		△396
7 投資の売却収入			—		32
8 投資の取得			△544		△276
9 株式交換による子会社資金の受入額			362		—
10 その他			3		48
投資活動によるキャッシュ・フロー			25		△2,103
III 財務活動によるキャッシュ・フロー					
1 短期借入金の純増減額			449		△1,114
2 長期債務による調達			—		200
3 長期債務の返済			△160		△53
4 自己株式の取得			△5		△19
5 自己株式の売却			6		276
6 配当金の支払			△3,511		△2,824
財務活動によるキャッシュ・フロー			△3,221		△3,534
IV 為替変動による現金及び現金同等物への影響額			348		△355
V 現金及び現金同等物の増減額			719		△519
VI 現金及び現金同等物の期首残高			22,939		24,317
VII 現金及び現金同等物の四半期末残高			23,658		23,798

補足情報

現金支払額					
利息			62		56
法人税等			865		2,133
現金支出を伴わない投資活動					
株式交換による連結子会社株式の取得額			2,489		—

四半期連結財務諸表に関する注記

1 四半期連結会計方針

A 四半期連結財務諸表作成の基準

(1) 四半期連結財務諸表は、米国預託証券の発行に関して要請された、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準による用語、様式及び作成方法（以下「米国会計原則」という）に準拠して作成しております。従って我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準による用語、様式及び作成方法（以下「日本における会計原則」という）に準拠して作成する場合はその内容が異なっております。

(2) 会計基準上の主要な相違の内容

イ 有価証券及び投資

「日本における会計原則」では、有価証券及び投資は「金融商品に関する会計基準」（平成11年1月22日企業会計審議会）を適用しておりますが、「米国会計原則」では、米国財務会計基準審議会会計基準書320「投資－負債及び持分証券」の規定に準拠して、市場性のある有価証券及び投資を「売却可能有価証券」に分類し、公正価値により評価しております。有価証券及び投資の価値の下落が一時的であるかどうかを下落の期間や程度、発行体の財政状態や業績の見通し、及び公正価値の回復が予想される十分な期間にわたって保有する意思等をもとに判断し、一時的でないと判断された場合には、帳簿価額と公正価値の差を評価損として認識しております。市場性のある有価証券の売却損益は移動平均法による取得原価に基づいて算出しております。なお、未実現評価損益は、税効果調整後の金額で資本の部のその他の包括損益累計額に区分表示しております。

また、市場性のない有価証券の評価基準及び評価方法は移動平均法による原価法によっております。

ロ 土地等圧縮記帳

「日本における会計原則」では、買換資産等について直接減額の方法により圧縮記帳しておりますが、「米国会計原則」では圧縮記帳した額は土地等の取得価額に加算し、かつ税効果調整後、利益剰余金に計上しております。

ハ 長期性資産の減損

「日本における会計原則」では、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しておりますが、「米国会計原則」では、米国財務会計基準審議会会計基準書360「資産の減損」の規定に準拠して、減損の兆候を示す事象や状況の変化が生じていると判断される場合には、帳簿価額が公正価値を上回る額を減損損失として認識しております。

当第2四半期連結結果計期間及び会計期間においては、認識すべき減損損失は発生しておりません。

ニ のれん及びその他の無形固定資産

「米国会計原則」では、取得価額が取得した事業の純資産価額を超える部分については、のれんとして計上しております。耐用年数が確定できないのれん及びその他の無形固定資産については、少なくとも1年に一回、あるいは減損の判定が必要となる兆候が発生した場合に減損の判定を行っております。のれんは主にそれが含まれる事業が属するオペレーティング・セグメント等の報告単位に配分され、減損の判定が行われます。減損の判定に際しては、報告単位の帳簿価額を公正価値と比較しております。のれんが減損していると判断した場合には、帳簿価額が公正価値を上回る金額について減損損失として認識しております。

また、耐用年数が確定できないその他の無形固定資産の減損の判定に際しては、その帳簿価額を公正価値と比較しております。その他の無形固定資産が減損していると判断した場合には、帳簿価額が公正価値を上回る金額について減損損失として認識しております。

耐用年数が見積り可能なその他の無形固定資産は、主に顧客関係及びソフトウェアから構成されており、見積耐用年数にわたり定額法により償却を行っております。

見積耐用年数は次のとおりであります。

顧客名簿	7年
ソフトウェア	5年

ホ 未使用有給休暇

「米国会計原則」では、米国財務会計基準審議会会計基準書710「報酬」の規定に準拠して、従業員の期末現在における未使用有給休暇に対応する人件費負担相当額を未払給料及び賞与に計上しております。

へ 退職給付引当金

「日本における会計原則」では、「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日企業会計審議会）を適用しておりますが、「米国会計原則」では、米国財務会計基準審議会会計基準書715「報酬－退職給付」に規定する金額を計上しております。なお、数理差異については、平均残存勤務年数で定率償却しており、過去勤務債務については、平均残存勤務年数で定額償却しております。

一会計期間のすべての清算費用の合計が純期間年金費用の中の勤務費用と利息費用の合計額を超えない場合には、年金債務の清算に係る損益を認識しておりません。

ト 新株予約権付社債

新株予約権付社債は、新株予約権が社債と分離可能であるため、米国財務会計基準審議会会計基準書470「負債」の規定に基づいて新株予約権の公正価値を社債から減額して税効果調整後の金額を資本剰余金に計上しております。

チ 新株発行費用

「日本における会計原則」では、新株発行費用は発行時に全額費用処理しておりますが、「米国会計原則」では、新株発行費用は資本取引により発生する費用とみなされ株式払込剰余金の控除項目とされているため、税効果調整後、資本剰余金から控除しております。

リ 社債発行費用

「日本における会計原則」では、転換社債発行費用は発行時に全額費用処理しておりますが、「米国会計原則」では株式に転換した部分に対応する未償却残高を税効果調整後、資本剰余金より控除しております。

(3) その他の主要な相違の内容

イ 「日本における会計原則」では、特別損益として表示される固定資産除売却損益及び固定資産減損損失は、四半期連結財務諸表上は営業費用として表示し、投資有価証券売却損益等は、その他の収益・費用に表示しております。

ロ 米国財務会計基準審議会会計基準書220「包括損益」は包括損益及びその構成要素を四半期財務諸表において開示することを要求しておりますので、四半期連結財務諸表もこれに従って「四半期連結包括損益計算書」を作成しております。

ハ 四半期連結損益計算書の下段に普通株式1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益を表示しております。なお、1株当たりの純資産の開示は「米国会計原則」では要求されておりませんが、「四半期連結財務諸表規則」に基づく額は、当第2四半期1,190.44円、平成22年3月期1,215.52円であります。

B 連結の範囲

連結子会社の数は、当第2四半期及び平成22年3月期において、それぞれ46社及び47社であります。

C 持分法の適用

持分法適用の関連会社の数は、当第2四半期及び平成22年3月期において、いずれも9社であり、当第2四半期連結会計期間における持分法適法関連会社の範囲に変更はありません。

D 子会社の事業年度

(株)ピーチ・ジョン等国内子会社2社の第2四半期決算日は8月31日であり、WACOAL INTERNATIONAL CORP. 他在外子会社25社の第2四半期決算日は6月30日であります。当該四半期決算日の四半期財務諸表を用いて四半期連結財務諸表を作成しております。

これらの子会社の第2四半期決算日と四半期連結決算日である9月30日との差異期間において、財政状態及び経営成績に重要な影響を与える事象は発生しておりません。

E 会計処理基準

四半期連結財務諸表の作成に当たって採用した主要な会計処理基準は、「注記1-A-(2) 会計基準上の主要な相違の内容」及び「注記1-A-(3) その他の主要な相違の内容」に記載した事項を除き次のとおりであります。

(1) 新会計基準

公正価値の測定

平成22年1月に、米国財務会計基準審議会は公正価値の測定に関する追加的な開示規定を公表しました。この規定では、資産と負債の各区分について、さらに細分化したクラス別の公正価値の開示を要求しております。クラスは通常、連結貸借対照表の資産・負債科目よりも詳細な単位であります。またレベル1とレベル2の間の振替のうち金額的重要性があるものについて開示を要求しており、レベル3の金額の変動についても、より詳細な開示を要求しております。

この規定はレベル3に関する規定を除き、平成21年12月15日より後に開始する四半期及び連結会計年度より適用しております。またレベル3に関する規定は平成22年12月15日より後に開始する連結会計年度及びその連結会計年度に含まれる四半期より適用になります。この規定は開示に係る規定であり、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響はありません。

連結財務諸表における非支配持分

平成19年12月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準書810「連結」（旧米国財務会計基準審議会基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分—会計調査公報第51号の改訂」）を公表しました。会計基準書810は、親会社以外が所有する子会社の持分、親会社及び非支配持分に帰属する連結当期純利益の金額、親会社持分の変動、及び子会社が連結対象外となった場合の非支配持分の評価に関する会計処理及び報告基準を規定しております。会計基準書810は親会社持分と非支配持分を明確に識別し、区分できる開示上の要求事項を規定しております。会計基準書810は平成20年12月15日以降に開始する連結会計年度より適用されております。当社グループは、平成21年4月1日に開始する第1四半期より会計基準書810を適用しました。これにより、連結貸借対照表において、従来負債の部と資本の部の中間に表示していた少数株主持分を非支配持分として資本の部に含めて表示し、連結損益計算書においては、当期純利益を当社株主に帰属する金額と、非支配持分に帰属する金額とに区分して表示しております。

(2) 表示方法の変更

当第2四半期の表示方法に一致させるため、過年度の連結財務諸表の一部について組替を行っております。

なお、平成22年3月期の有価証券報告書に記載の会計処理基準から変更はありません。

2 主な科目の内訳及び内容の説明

A 市場性ある有価証券及び投資

有価証券及び投資に含まれる市場性ある有価証券は、売却可能有価証券によって構成されております。売却可能有価証券に関して、平成22年9月30日及び平成22年3月31日における有価証券の種類ごとの取得価額、総未実現利益及び損失、公正価値は以下のとおりであります。

平成22年9月30日				
	取得原価 (百万円)	総未実現利益 (百万円)	総未実現損失 (百万円)	公正価値 (百万円)
有価証券				
国債・地方債	660	6	—	666
社債	1,585	8	23	1,570
金融機関債	—	—	—	—
投資信託	3,629	208	23	3,814
計	5,874	222	46	6,050
投資				
株式	23,117	5,604	669	28,052
計	23,117	5,604	669	28,052

平成22年3月31日				
	取得原価 (百万円)	総未実現利益 (百万円)	総未実現損失 (百万円)	公正価値 (百万円)
有価証券				
国債・地方債	1,160	10	—	1,170
社債	1,885	12	42	1,855
金融機関債	100	0	—	100
投資信託	3,229	176	1	3,404
計	6,374	198	43	6,529
投資				
株式	23,841	9,415	604	32,652
計	23,841	9,415	604	32,652

公正価値が帳簿価額を下回っている期間が12ヶ月以上の市場性のある有価証券はありません。公正価値が帳簿価額を継続的に下回っている期間が12ヶ月未満の市場性のある有価証券の公正価値及び未実現損失は以下のとおりであります。

	平成22年9月30日		平成22年3月31日	
	公正価値（百万円）	総未実現損失（百万円）	公正価値（百万円）	総未実現損失（百万円）
有価証券				
社債	663	23	643	42
投資信託	244	23	44	1
計	907	46	687	43
投資				
株式	7,024	669	3,867	604
計	7,024	669	3,867	604

売却可能有価証券として区分された負債証券及び投資信託の満期情報は以下のとおりであります。尚、償還期限の無い投資信託については含んでおりません。

	平成22年9月30日	
	取得原価（百万円）	公正価値（百万円）
1年以内	2,409	2,533
5年以内	1,048	1,090
10年以内	958	919
10年超	85	84
計	4,500	4,626

売却可能有価証券の売却収入額は、前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間でそれぞれ、795百万円及び20百万円であり、前第2四半期連結会計期間では発生しておらず、当第2四半期連結会計期間では20百万円発生しております。前第2四半期連結累計期間の総実現利益は4百万円であり、当第2四半期連結累計期間は、発生しておらず、前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間では発生しておりません。総実現損失は、前第2四半期連結累計期間で2百万円であり、当第2四半期連結累計期間では発生しておりません。前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間では発生しておりません。

市場性のある有価証券の評価損は、前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間においては、それぞれ1,184百万円及び1,042百万円であり、前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間において、それぞれ63百万円及び87百万円であります。

市場性のない有価証券への投資は、公正価値を容易に算定することができないため取得原価で計上しており、平成22年9月30日及び平成22年3月31日において、それぞれ合計で3,068百万円及び3,085百万円となります。これらの投資については、毎年あるいは必要となる事象が生じた場合に、一時的でない減損についての判定を行っております。

米国の子会社は、非適格報酬繰延制度を採用し、投資信託契約を行っております。これに伴い、いくつかの投資信託から構成される投資が、平成22年9月30日及び平成22年3月31日において、それぞれ80百万円及び91百万円計上されています。

B たな卸資産

たな卸資産の内訳は以下のとおりであります。

	平成22年 9月30日	平成22年 3月31日
製品及び商品	27,429百万円	27,752百万円
仕掛品	3,378	3,263
原材料	1,027	1,088
計	31,834	32,103

C 関連会社投資

投資先に対して、支配はしていないが重要な影響を及ぼすことができる投資については、持分法による会計処理を行っております。持分法による会計処理が妥当であるかどうかを決定するにあたっては他の要因も考慮されますが、一般的に当社グループは20%以上50%以下の議決権のある株式を所有している会社については、重要な影響力が存在するとみなしております。この要件を満たす投資先については、連結財務諸表上“関連会社投資”と表記し、持分法による会計処理を行っております。持分法においては、各社の最新の財務諸表を基に持分比率に応じた損益を計上しております。

平成22年 9月30日及び平成22年 3月31日における主要な関連会社とその持分比率は以下のとおりであります。

	平成22年 9月30日	平成22年 3月31日
THAI WACOAL PUBLIC CO., LTD.	34%	34%
(株)新栄ワコール	25	25
INDONESIA WACOAL CO., LTD.	42	42
台湾華歌爾股份有限公司	50	50
(株)ハウス オブ ローゼ	20	20

平成22年 9月30日及び平成22年 3月31日における、関連会社に対する投資のうち市場性のある株式の連結貸借対照表計上額の合計と時価の合計は以下のとおりであります。

	平成22年 9月30日	平成22年 3月31日
帳簿価額	8,499百万円	8,814百万円
時価総額	7,517	7,768

D のれん及びその他の無形固定資産

当第2四半期連結累計期間に取得した無形固定資産は396百万円であり、主にソフトウェア386百万円であります。平成22年 9月30日及び平成22年 3月31日における、のれんを除く無形固定資産は以下のとおりであります。

	平成22年 9月30日		平成22年 3月31日	
	取得価額	償却累計額及び減損損失累計額	取得価額	償却累計額及び減損損失累計額
償却対象				
顧客名簿	3,361百万円	2,121百万円	3,361百万円	1,983百万円
ソフトウェア	7,338	2,997	7,486	2,851
その他	1,301	408	1,326	404
計	12,000	5,526	12,173	5,238
非償却対象				
商標権	5,316		5,316	
その他	100		100	
計	5,416		5,416	

無形固定資産に係る前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間、前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間の償却費の総額と、平成23年3月期以降の償却費の見込額は以下のとおりであります。

償却費総額	
前第2四半期	
連結累計期間	817百万円
連結会計期間	432
当第2四半期	
連結累計期間	871
連結会計期間	440
償却費見込額	
平成23年3月期	1,611
平成24年3月期	1,432
平成25年3月期	1,247
平成26年3月期	1,026
平成27年3月期	774
計	<u>6,090</u>

当第2四半期連結累計期間において、のれんの帳簿価額に変動はありませんでした。

E 短期借入金及び長期債務

平成22年9月30日において(株)ルシアンが担保に供している資産は以下のとおりであります。

	帳簿価額
土地	<u>803百万円</u>
建物	481
計	<u>1,284</u>

これらの担保に供している資産に対応する債務は以下のとおりであります。

短期借入金（1年以内返済予定長期借入金含む）	861百万円
長期債務（長期借入金）	<u>45</u>
計	<u>906</u>

上記以外の借入金については担保を提供しておりません。

F リース取引

当社グループは、オペレーティング・リース契約により、大部分の直営店舗や一部の製品配送センター、その他の設備等を賃借しております。大部分のリース契約は自動更新条項を含んでおり、リース契約開始時の取り決めに従い、当初のリース期間を延長することが可能となっております。

平成22年9月30日における残存解約不能期間が一年超のオペレーティング・リースに係る最低賃借料は以下のとおりであります。

平成23年3月期	822百万円
平成24年3月期	813
平成25年3月期	651
平成26年3月期	221
平成27年3月期	196
平成28年3月期以降	861
計	<u>3,564</u>

オペレーティング・リース賃借料総額は、前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間においては、それぞれ2,594百万円及び2,571百万円であり、前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間においては、それぞれ1,387百万円及び1,286百万円であります。

G 退職金及び退職年金

前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間、前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間における、期間退職金費用は以下の項目から構成されております。

	前第2四半期 連結累計期間	当第2四半期 連結累計期間
期間退職金費用		
勤務費用	390百万円	427百万円
利息費用	382	356
年金資産の長期期待運用収益	△352	△379
数理差異及び過去勤務債務の償却額	580	284
計	<u>1,000</u>	<u>688</u>
	前第2四半期 連結会計期間	当第2四半期 連結会計期間
期間退職金費用		
勤務費用	197百万円	212百万円
利息費用	191	178
年金資産の長期期待運用収益	△176	△190
数理差異及び過去勤務債務の償却額	290	142
計	<u>502</u>	<u>342</u>

当第2四半期累計期間において、子会社数社は複数事業主制度に加入しており、それらの子会社の制度脱退の蓋然性を検討した結果、一部の子会社につき、脱退に伴う一時金見込額651百万円を引き当てております。

H 資本

前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間における、四半期連結貸借対照表の株主資本、非支配持分及び資本合計の帳簿価額の変動は、以下のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間		
	株主資本	非支配持分	資本合計
期首残高	165,873百万円	2,094百万円	167,967百万円
当社株主への現金配当	△3,511	—	△3,511
非支配持分への現金配当	—	△76	△76
自己株式の取得	△390	—	△390
自己株式の売却	1	—	1
株式交換のための自己株式の減少	2,489	—	2,489
その他	28	30	58
包括損益			
四半期純利益	2,068	△49	2,019
その他の包括損益（税引後）			
為替換算調整勘定	1,527	56	1,583
未実現有価証券評価損益	2,948	2	2,950
年金債務調整勘定	344	—	344
四半期包括損益合計	6,887	9	6,896
四半期末残高	171,377	2,057	173,434

	当第2四半期連結累計期間		
	株主資本	非支配持分	資本合計
期首残高	171,630百万円	1,923百万円	173,553百万円
当社株主への現金配当	△2,824	—	△2,824
非支配持分への現金配当	—	△70	△70
自己株式の取得	△19	—	△19
自己株式の売却	291	—	291
その他	12	—	12
包括損益			
四半期純利益	2,782	84	2,866
その他の包括損益（税引後）			
為替換算調整勘定	△1,456	△31	△1,487
未実現有価証券評価損益	△2,240	△4	△2,244
年金債務調整勘定	168	—	168
四半期包括損益合計	△746	49	△697
四半期末残高	168,344	1,902	170,246

I 研究開発費

研究開発費は発生時に費用計上し、売上原価、販売費及び一般管理費に含めて処理しております。前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間の研究開発費計上額は、それぞれ374百万円及び405百万円であり、前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間の研究開発費計上額は、それぞれ194百万円及び194百万円であります。

J 株式報酬制度

当社は、当社及び当社子会社である㈱ワコールの取締役（社外取締役は除く）を対象に、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を一層高めること等を目的として、新株予約権を割り当てる株式報酬型ストックオプション制度を採用しております。付与対象者は、新株予約権を行使することにより株式1株当たりの払込金額を1円とした新株予約権1個当たり当社の普通株式1,000株の交付を受けることができます。株式報酬費用は、付与日の公正価値で見積もられ、受給権確定期間にわたって費用配分しております。

新株予約権は、取締役委任期間1年間で比例的に確定し、当社及び㈱ワコールの取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日より5年が経過する日、もしくは付与日から20年を経過する日のいずれか早く到来する日までの間行使可能であります。

なお、当期に付与した公正価値の見積りには、ブラック・ショールズ・オプション価格算定モデルを用いており、その見積りに使用した基礎数値は次のとおりであります。見積り配当率は、当社の過去1年間の実績配当金に基づいております。見積りボラティリティは、当社の見積り権利行使期間に対応した過去の日次株価のボラティリティに基づいております。リスク・フリー利子率は、見積り権利行使期間に対応した日本国債の利率に基づいております。見積り権利行使期間は、対象となる取締役が内規で定められた退職年齢まで取締役として勤務し、地位喪失と同時に権利行使すると仮定した場合の全取締役の平均残存勤務期間に基づいております。

	前第2四半期連結累計期間	当第2四半期連結累計期間
公正価値見積りの基礎数値		
見積り配当率	2.1%	1.7%
見積りボラティリティ	30.6%	31.5%
リスク・フリー利子率	0.5%	0.2%
見積り権利行使期間	4.0年	3.6年

当第2四半期連結累計期間のストックオプションの増減は以下のとおりであります。

	株数 (株)	加重平均 行使価格 (円)	加重平均 残存期間 (年)	本源的 価値総額 (百万円)
期首現在未行使残高	102,000	1		
当期付与	46,000	1		
当期権利行使	—	—		
当期失効	—	—		
第2四半期末現在未行使残高	148,000	1	17.5	163
第2四半期末現在行使可能残高	15,000	1	4.5	17

販売費及び一般管理費に計上された株式報酬費用は、前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間においては、それぞれ28百万円及び25百万円であり、前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間においては、それぞれ17百万円及び16百万円であります。

当第2四半期連結累計期間において付与されたストックオプションの1株当たりの公正価値は、1,081円であります。

平成22年9月30日現在で、権利が確定していない新株予約権に関連する未認識費用は25百万円であり、この費用は今後0.7年にわたって認識される予定です。

K 1株当たり情報

1株当たりの当社株主に帰属する四半期純利益は、社外流通株式の加重平均株式数に基づき算出しております。潜在株式調整後1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益は、ストックオプションが行使され発行済株式数が増加した場合の希薄化への影響を考慮して算出されております。

	前第2四半期連結累計期間	当第2四半期連結累計期間
純利益（分子）		
当社株主に帰属する四半期純利益	2,068百万円	2,782百万円
株式数（分母）		
基本的1株当たり純利益算定のための加重平均株式数	140,888,000株	141,247,104株
ストックオプションの付与による希薄化の影響	59,557	101,795
希薄化後の1株当たり純利益算定のための平均株式数	140,947,557	141,348,899
	前第2四半期連結会計期間	当第2四半期連結会計期間
純利益（分子）		
当社株主に帰属する四半期純利益	1,538百万円	1,718百万円
株式数（分母）		
基本的1株当たり純利益算定のための加重平均株式数	141,320,748株	141,296,877株
ストックオプションの付与による希薄化の影響	63,031	105,793
希薄化後の1株当たり純利益算定のための平均株式数	141,383,779	141,402,670

L 金融商品
公正価値

平成22年 9月30日

	帳簿価額	公正価値
資産		
有価証券（注記2-A）	6,050百万円	6,050百万円
金融派生商品	1	1
投資（注記2-A）	28,132	28,132
資産合計	34,183	34,183
負債		
金融派生商品	△214	△214
長期債務（1年内返済長期借入金含む）	△306	△306
負債合計	△520	△520

平成22年 3月31日

	帳簿価額	公正価値
資産		
有価証券（注記2-A）	6,529百万円	6,529百万円
金融派生商品	61	61
投資（注記2-A）	32,743	32,743
資産合計	39,333	39,333
負債		
金融派生商品	△78	△78

その他の金融商品は、残存期間が短いため、連結貸借対照表計上額と公正価値とは概ね等しくなっております。

金融派生商品

当社グループは、外国為替の変動に伴うリスクにさらされており、これらのリスクを管理するために為替予約契約を使用しております。これらの為替予約契約をヘッジとして指定していないため、公正価値の変動は当期の損益として計上しております。

長期債務

当社グループの長期債務の公正価値は、新たに同一残存期間の借入を同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用し、将来の見積りキャッシュフローを割引くことにより算定しております。

見積りの使用

公正価値の見積りは、関連する市場や金融商品についての情報をもとに、特定の時点において行われております。これらの見積りは当社が実施しており、不確実性と見積りに係る当社の重要な判断を含んでいるため、精緻に計算することはできません。前提条件の変更により、当該見積りに重要な影響を与える可能性があります。

リスクの集中

当社グループの事業は、主として日本の小売業界における多数の取引先に対する婦人下着の販売によって構成されており、その取引先には大手の百貨店、量販店及びその他の一般小売店等が含まれております。

M 公正価値の測定

米国財務会計基準審議会会計基準書820「公正価値による測定及び開示」は、公正価値を「測定日における市場参加者の間での通常の取引において、資産を売却して受け取る、あるいは負債を移転するために支払う価格」と定義し、公正価値をその測定のために使用するインプットの内容に応じて3つのレベルに区分することを規定しております。各レベルの内容は以下のとおりであります。

- ・レベル1・・・測定日現在において入手可能な活発な市場における同一の資産又は負債の公表価格
- ・レベル2・・・レベル1に含まれる公表価格以外で、直接的又は間接的に観察可能なインプット
- ・レベル3・・・観察不能なインプット

平成22年9月30日及び平成22年3月31日において、当社グループが保有する継続的に公正価値で評価を行っている金融資産及び負債の内訳は以下のとおりであります。

平成22年9月30日				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
有価証券				
国債	656百万円	－百万円	－百万円	656百万円
地方債	－	10	－	10
社債	－	1,570	－	1,570
金融機関債	－	－	－	－
投資信託	399	3,415	－	3,814
小計	1,055	4,995	－	6,050
金融派生商品				
為替予約	－	1	－	1
投資				
株式	28,052	－	－	28,052
投資信託	80	－	－	80
小計	28,132	－	－	28,132
資産合計	29,187	4,996	－	34,183
負債				
金融派生商品				
為替予約	－	△214	－	△214
平成22年3月31日				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
有価証券				
国債	1,160百万円	－百万円	－百万円	1,160百万円
地方債	－	10	－	10
社債	－	1,855	－	1,855
金融機関債	－	100	－	100
投資信託	－	3,404	－	3,404
小計	1,160	5,369	－	6,529
金融派生商品				
為替予約	－	61	－	61
投資				
株式	32,652	－	－	32,652
投資信託	91	－	－	91
小計	32,743	－	－	32,743
資産合計	33,903	5,430	－	39,333
負債				
金融派生商品				
為替予約	－	△78	－	△78

レベル1の有価証券と投資は、十分な取引量と頻度のある活発な市場における未調整の公表価格により評価しております。またレベル2の有価証券については、金融機関等により評価された市場価格に基づく評価額を使用しております。「注記2-A 市場性のある有価証券及び投資」に記載のとおり、有価証券及び投資の公正価値の下落が一時的でないと判断された場合に、評価損を計上しております。

金融派生商品は、主に為替予約であり、金融機関等の取引相手方から入手した時価により評価しております。当社が保有する為替予約についてはヘッジとして指定していないため、公正価値の変動は損益として計上しております。

前第2四半期連結累計期間においては112百万円、当第2四半期連結累計期間においては196百万円をその他の費用としてそれぞれ計上し、その他の損益（純額）に含めて表示しております。

また当社は、連結貸借対照表上、金融派生商品を公正価値で評価した金額を計上しており、平成22年3月期においてはその他の流動資産に61百万円、その他の流動負債に78百万円、当第2四半期においては、その他の流動資産に1百万円、その他の流動負債に214百万円計上しております。

N 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月11日 取締役会	普通株式	2,828	20.0	平成22年3月31日	平成22年6月7日	利益剰余金

O セグメント情報

当該セグメント情報は、当社を含む特定の外国登録企業において、米国証券取引法（1934年法）に基づき、米国証券取引委員会へのファイリングにあたり、米国会計原則でのセグメント開示を免除されていたため、従来、連結財務諸表規則に基づくものを開示しておりました。しかし、平成20年9月に、米国証券取引委員会が「外国発行会社の報告強化」規制を発行したことにより、他の規制と同様、外国登録企業が米国会計原則に基づくセグメント開示を省略することができる規定が削除されました。この規定は、平成21年12月15日以降に終了する連結会計年度より適用になり、当社は前連結会計年度より、米国財務会計基準審議会会計基準書280「セグメント報告」を適用しております。

前第2四半期連結会計期間及び累計期間

四半期連結財務諸表規則に基づく前第2四半期連結会計期間及び累計期間のセグメント情報は次のとおりです。

(1) 事業の種類別セグメント情報

前第2四半期連結会計期間（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）

	繊維製品 及び関連製品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
(1) 外部顧客に対する売上高	41,178	2,608	43,786	—	43,786
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	796	796	(796)	—
計	41,178	3,404	44,582	(796)	43,786
営業利益又は営業損失（△）	3,289	△148	3,141	(372)	2,769

前第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

	繊維製品 及び関連製品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
(1) 外部顧客に対する売上高	76,856	4,671	81,527	—	81,527
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	1,564	1,564	(1,564)	—
計	76,856	6,235	83,091	(1,564)	81,527
営業利益又は営業損失（△）	4,979	△527	4,452	(663)	3,789

(注) 1 事業区分は、製品をその種類・性質・販売市場の類似性により、繊維製品及び関連製品とその他に区分しております。

2 各事業の主要な製品

繊維製品及び関連製品…インナーウェア（ファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア、リトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、レグニット他

その他……………マネキン人形、店舗設計・施工、飲食・文化・サービス他

3 セグメント別資産関連情報

前第2四半期連結会計期間において、株式交換により(株)ルシアンとその子会社を連結子会社化したため、前々連結会計年度末に比して繊維製品及び関連製品事業の総資産が増加しております。

(2) 所在地別セグメント情報

前第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	欧米 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
(1) 外部顧客に対する売上高	38,815	1,861	3,110	43,786	—	43,786
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	364	3,022	—	3,386	(3,386)	—
計	39,179	4,883	3,110	47,172	(3,386)	43,786
営業利益	2,528	238	375	3,141	(372)	2,769

前第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	欧米 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
(1) 外部顧客に対する売上高	71,917	3,905	5,705	81,527	—	81,527
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	752	5,273	—	6,025	(6,025)	—
計	72,669	9,178	5,705	87,552	(6,025)	81,527
営業利益	3,280	681	491	4,452	(663)	3,789

(注) 1 国又は地域の区分の方法は地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

アジア……………東アジア及び東南アジア諸国

欧米……………北米及びヨーロッパ諸国

(3) 海外売上高

前第2四半期連結会計期間（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）

	アジア	欧米	計
I 海外売上高（百万円）	1,861	3,110	4,971
II 連結売上高（百万円）	—	—	43,786
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合	4.3%	7.1%	11.4%

前第2四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

	アジア	欧米	計
I 海外売上高（百万円）	3,905	5,705	9,610
II 連結売上高（百万円）	—	—	81,527
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合	4.8%	7.0%	11.8%

(注) 各区分に属する主な国又は地域

アジア……東アジア及び東南アジア諸国

欧米……北米及びヨーロッパ諸国

当第2四半期連結累計期間及び会計期間

会計基準書280は、企業のオペレーティング・セグメントに関する情報の開示を規定しており、企業の最高経営意思決定者が経営資源の配分に関する意思決定や業績評価を行うために区分した企業の構成単位に関する情報を開示することを要求しております。当社グループの報告セグメントは、ワコール事業（国内）、ワコール事業（海外）、ピーチ・ジョン事業、七彩事業及びその他であります。各報告セグメントで採用されている会計方針は、「注記1 四半期連結会計方針」に記載されているものと同様であります。

なお、前第2四半期連結会計期間及び累計期間について、会計基準書280で要求されるセグメント情報を補足開示しております。

(1) オペレーティング・セグメント情報

前第2四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

	ワコール 事業 (国内) (百万円)	ワコール 事業 (海外) (百万円)	ピーチ・ ジョン 事業 (百万円)	七彩事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益								
(1) 外部顧客に対する売上高	58,951	9,510	6,416	3,641	3,009	81,527	—	81,527
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	887	3,322	3	513	944	5,669	(5,669)	—
計	59,838	12,832	6,419	4,154	3,953	87,196	(5,669)	81,527
営業利益（△損失）	3,322	806	△144	△389	194	3,789	—	3,789

当第2四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

	ワコール 事業 (国内) (百万円)	ワコール 事業 (海外) (百万円)	ピーチ・ ジョン 事業 (百万円)	七彩事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益								
(1) 外部顧客に対する売上高	57,947	10,567	6,081	4,596	6,693	85,884	—	85,884
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,131	3,019	17	522	1,622	6,311	(6,311)	—
計	59,078	13,586	6,098	5,118	8,315	92,195	(6,311)	85,884
営業利益（△損失）	5,032	1,169	△265	36	181	6,153	—	6,153

前第2四半期連結会計期間（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）

	ワコール 事業 (国内) (百万円)	ワコール 事業 (海外) (百万円)	ピーチ・ ジョン 事業 (百万円)	七彩事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益								
(1) 外部顧客に対する売上高	30,718	4,920	3,250	2,088	2,810	43,786	—	43,786
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	392	1,742	△1	287	543	2,963	(2,963)	—
計	31,110	6,662	3,249	2,375	3,353	46,749	(2,963)	43,786
営業利益（△損失）	2,369	412	△90	△77	155	2,769	—	2,769

当第2四半期連結会計期間（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）

	ワコール 事業 (国内) (百万円)	ワコール 事業 (海外) (百万円)	ピーチ・ ジョン 事業 (百万円)	七彩事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益								
(1) 外部顧客に対する売上高	30,419	5,314	3,058	2,602	3,502	44,895	—	44,895
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	446	1,526	7	301	780	3,060	(3,060)	—
計	30,865	6,840	3,065	2,903	4,282	47,955	(3,060)	44,895
営業利益（△損失）	3,032	526	△67	63	98	3,652	—	3,652

(注) 各事業の主な製品

ワコール事業（国内）……インナーウェア（ファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア、リトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット他

ワコール事業（海外）……インナーウェア（ファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア、リトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット他

ピーチ・ジョン事業……インナーウェア（ファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア、リトルインナー）、アウターウェア、その他繊維関連商品他

七彩事業……マネキン人形、店舗設計・施工他

その他……インナーウェア（ファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア、リトルインナー）、アウターウェア、その他繊維関連商品他

P 後発事象

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成21年11月13日

株式会社ワコールホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大西 康弘	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下井田晶代	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワコールホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準による用語、様式及び作成方法（四半期連結財務諸表に関する注記1参照）に準拠して、株式会社ワコールホールディングス及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。ただし、四半期連結財務諸表注記1に記載のとおり、セグメント情報については、米国財務会計基準審議会会計基準書280「セグメント情報」（旧米国財務会計基準審議会基準書第131号）にかえて、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第15条に準拠して作成されている。

追記情報

四半期連結財務諸表に関する注記1に記載のとおり、会社は平成21年4月1日以後開始する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間から米国財務会計基準審議会会計基準書810「連結」（旧米国財務会計基準審議会基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分—会計調査公報第51号の改訂」）を適用し、この会計基準により四半期連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月15日

株式会社ワコールホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大西 康弘	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佃 弘一郎	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下井田晶代	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワコールホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準による用語、様式及び作成方法（四半期連結財務諸表に関する注記1参照）に準拠して、株式会社ワコールホールディングス及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表に関する注記2に記載のとおり、会社は平成22年3月31日以後に終了する連結会計年度より米国財務会計基準審議会会計基準書280「セグメント報告」を適用し、この会計基準により四半期連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。